

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組み

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する取組み

文化財保護法、長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例等の関係法令のもと、国、長崎県、長崎市及び文化財所有者・管理者が協力し、長崎市文化財審議会委員等の有識者の指導・助言を受けながら、歴史的建造物の適切な保存・活用に取り組んでいる。国宝や重要文化財の建造物等は主に所有者自らが保存・管理を行い、国、長崎県、長崎市が必要に応じて技術的・財政的な支援等を行っている。



旧長崎英国領事館の改修工事

長崎市が所有または管理する文化財建造物に関しては、長崎市が主体となって保存・管理を行っている。未指定の歴史的建造物については、必要に応じて専門的な調査を実施し、重要なものについては順次、文化財指定等を行うなどその保存に努めている。

また、市内各所に点在する貴重な和風建築や洋風住宅、洋館、近代建築、石塀などの歴史的建造物は、文化財保護法に基づく登録有形文化財や景観法に基づく景観重要建造物に登録・指定されており、各制度のもと保存・管理が行われている。

さらに、特に重要で価値が高い個人が所有する歴史的建造物で、維持するのが困難となっているものについては、所有者と協議のうえ公有化を行うことで、その保存を図った例もある。

歴史的建造物の保存整備の実施のため、または劣化が著しく緊急に記録を作成すべきものについて、平成28年（2016）から「文化財等3D計測事業」として3Dレーザースキャナーによる現状の記録を行っており、災害等で破損・倒壊などが生じた際の修理や復元、記録保存、調査研究のための資料として活用することとしている。

また、自治会、学生、市民の登録によるボランティア団体「文化財サポーター」などによって、定期的な文化財の清掃活動が行われており、加えて、近年は企業ボランティアによる清掃活動も行われるなど、文化財を守るためのボランティア活動が広がりを見せている。



文化財等3D計測事業（端島）

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する取組み

景観に対する市民の関心の高まりから、昭和 63 年（1988）に長崎市都市景観条例（現・景観条例）が制定され、平成 2 年（1990）には都市景観基本計画が策定された。以降、重要な地区や大規模建築物に対する景観の規制・誘導に取り組んでいる。平成 3 年（1991）4 月には、東山手地区と南山手地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地区内において建物等の新築、除却、土地の形質の変更等の規制を行っている。



平成 23 年（2011）4 月、旧都市景観条例から景観法に基づく長崎市景観計画に移行し、市内全域を景観計画区域とし、東山手・南山手地区、中島川・寺町地区、館内・新地地区、平和公園地区等の 7 地区を景観形成重点地区に、それ以外を一般地区に指定し、建築物や工作物の位置・高さ、形態・意匠、色彩、敷地の緑化等について規制を行っている。一定規模以上の行為については、外部の有識者からなる「ながさきデザイン会議」を設置し、デザインに関する助言を得ることとしている。そのほか、一部の地区では建築物等のデザイン指針（ガイドライン）を定めたり、歴史的建造物や一般建築物の修景に係る費用の助成を行うなどしている。



景観形成重点地区内の無電柱化事業

平成 9 年（1997）4 月、長崎市屋外広告物条例を制定し、市全域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行っている。また、大規模屋外広告物を対象として、表示に関する良好な広告景観へ誘導しているほか、景観形成重点地区では、通常の規制基準に加えて、地区毎の景観特性に合わせて設定した屋外広告物の基準を設けている。

都市計画法では、良好な市街地環境の形成に資することを目的として 12 種の用途地域を指定しているほか、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を形成している区域について、都市環境の保全を図るため、南山手風致地区等の 14 地区を風致地区に指定し、地区内における建築物及び工作物や宅地の造成、木竹の伐採等について規制を行っている。

緑化の取組みとしては、長崎市緑の基本計画に基づき、長崎市の魅力を高める緑を保全していくために、グラバー園に代表される歴史文化の保全、歴史性のある良好な風致の維持育成、歴史ある巨樹や名木の保全を進めるとともに、緑豊かなまちづくりを進めるために、公共公益施設や民有地などの緑化を推進している。

景観阻害要因への対策について、電柱・電線類に関しては、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上等を目的として無電柱化を推進しており、長崎市ではこれまで国が定めた計画に基づき、観光地周辺や中心市街地の道路において無電柱化が完了している路線がある。また、老朽危険空き家に対する除去事業等にも取り組んでいる。

景観に大きな影響を与える公共建築物や道路・公園等の公共空間の形成の取組みとしては、景観形成重点地区等において道路美装化等の修景事業によるデザイン向上に取り組んでいる。平成 25 年（2013）度より、「景観専門監制度」を導入し、公共事業のデザイン調整や職員の育成をミッションとして、外部から景観の専門家を招聘している。

近年では、重要な公共事業を実施する場合には市民ワークショップによる意見聴取や合意形成を行ったり、景観に関するシンポジウムを開催したりするなど、市民参加型の景観まちづくりに取り組んでいる。



景観まちづくりシンポジウム

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する取組み

歴史的な営みや活動への支援として、長崎くんちの円滑な運営、振興と伝統芸能の保存育成を目的に昭和 47 年（1972）に設立された長崎伝統芸能振興会、及び地域に残る民俗芸能等を保存・継承することを目的として、昭和 50 年（1975）に設立された長崎郷土芸能保存協議会に対し助成を行っている。同協議会は、毎年長崎郷土芸能大会を開催し、地域の民俗芸能等を披露する場を設けている。



長崎郷土芸能大会

営みや活動の基盤となる地域づくりとしては、道路等の住環境の都市基盤整備に加え、近年では移住・定住の促進や、地域に関係する団体が連携し地域課題の解決に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立・運営支援を行っている。

(4) 賑わいの創出に関する取組み

長崎市の歴史的風致に関連する重要な資料については、長崎歴史文化博物館を始めとした市内各所の施設で保存・展示を行っている。

平成 18 年（2006）の「長崎さるく博'06」を契機としてスタートした「長崎さるく」は、参加者が市民ガイドと一緒にまち歩きを行う体験型プログラムが高い評



長崎さるく

価を受け、長崎観光の定番として定着した。安全で快適にまち歩き観光を楽しんでもらうため、回遊路の道路美装化や広場整備、誘導・案内サインの整備、多機能トイレの設置等に取り組んでいる。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

文化財等に指定・登録されている歴史的建造物には行政から一定の財政的な支援があるが、歴史的建造物は日常の維持管理に加え、保存・修理に多額の費用を要することや、近年は耐震化など自然災害への対策を行う必要もあることから、所有者の負担が増加している。特に重要な歴史的建造物については公有化を行ってきたが、所有者の高齢化や維持管理の難しさから、すでに失われた歴史的建造物も少なくない。特に近年、保護措置が図られていない未指定文化財等の歴史的建造物の滅失が相次いでいる。



平成 30 年に解体された料亭富貴楼

また、市民等の歴史的建造物に対する理解や関心が一定高まっているものの、その活動が直接的に保存・活用に繋がる具体的な取組みに発展するものは少ない。

文化財等に指定・登録されたものでも、保存整備が計画的に行われていない場合があり、歴史的建造物の保存整備を進めるにあたっては、慢性的に技術者や専門家の人材が不足している状況にある。

長崎市が所有する歴史的建造物の多くは展示施設として公開活用されているが、交流人口の拡大につながる魅力的・効果的な活用となっていないことや、周囲の観光施設や地域のまちづくりとの連携の不足、情報発信の不足等により、入場者数が減少している施設も少なくない。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する課題

歴史的建造物の周辺にある歴史ある石積みや塀、樹木や緑地等の身近な景観資源が失われる場合がある。

また、建築物等のデザイン指針（ガイドライン）が整備されている地区やそれに基づく修景に対する支援を受けられる地区が限られていることから、魅力的なまちなみが面的、連続的に形成されるには至っていない地域がある。このように、自然や歴史等の景観資源を十分にまちづくりに生かしきれておらず、良好な景観の魅力を国内外へ積極的に十分に発信できていない。



歴史的な街路周辺のブロック塀

景観阻害要因については、依然として電柱・電線類等が景観や眺望、円滑な通行の支障となっている場合があり、また、斜面市街地や過疎化が進行する地域では少子高齢化による空き家の増加が景観を悪化させる一因ともなっている。

公共空間のデザインについては、調整不足等により、景観形成における先導的役割を果たしきれていない場合がある。

市民主体で景観まちづくりを進める必要があるが、まちづくりに参加できる機会が限定的であることから、市民の景観まちづくりに対する理解や機運が依然として不足しており、景観まちづくり地域団体等の活動が一部の地域に限られている状況にある。



歴史的建造物周辺の電線・電柱類

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する課題

特に、人口減少や少子高齢化が深刻化する斜面市街地において、歴史的な営みや活動の継承者が不足している地域もある。近年、新たな地域の担い手を確保するため、移住・定住の促進に向けた取り組みを進めてはいるものの、人口減少を補うまでには至っていない。

営みや活動で使用する道具の維持や、保管場所の確保等に必要な資金、担い手の確保・育成については、文化財に指定されているものなどには一定の支援があるものの、まだまだ充分とは言えない。未指定のものについては財政支援が不足している状況にある。

また、地域住民や将来の担い手となる子供や学生らに地域の歴史文化の魅力が十分に知られていないことも多く、地域に対する関心が低くなっている。

多くの地域では、多様な関係者の繋がりが希薄化し、団体間の連携や地域活動のリーダーや担い手が不足している状況もみられる。

(4) 賑わいの創出に関する課題

来訪者が安全で快適にまち歩きを楽しむための回遊路や休憩施設、多機能トイレ等のバリアフリー対応、インターネット環境の充実化、多言語対応、ICTの活用等の時代の要求に応じた回遊環境の基盤整備を進めてはいるものの、依然として不足している状況にある。

歴史的建造物等の観光施設が密集する一部の地域において、建物用途等の規制により、歴史的建造物が交流人口の拡大に繋がるような魅力的な活用がなされていないものが多い。

そのほか、調査やデータに基づく戦略的な観光客の誘致や歴史的風致をはじめとした長崎市の魅力を生かした製品・サービス、食・食材の開発と魅力の発信等が不足しており、交流拡大による地域における消費の拡大に繋がっていない。

3 上位計画・関連計画との関係性

本計画は、長崎市第五次総合計画前期基本計画を上位計画として整合を図るとともに、関連計画や文化財保存活用計画と連携を図る。



本計画の位置付け

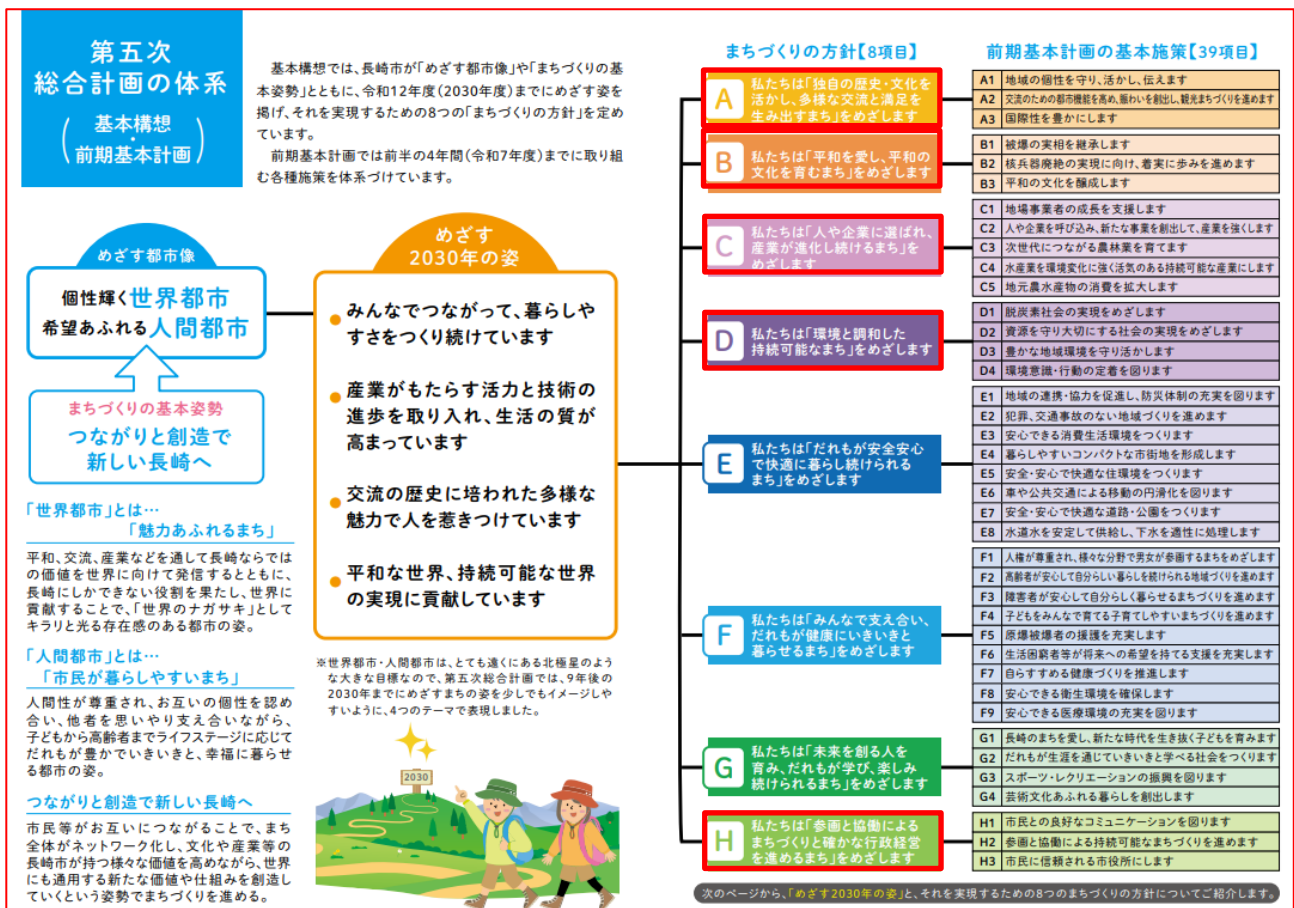
(1) 上位計画

ア 長崎市第五次総合計画前期基本計画（令和4年（2022）3月策定）

長崎市では、令和4年（2022）度から令和12年（2030）度までの9年間のまちづくりの指針となる「長崎市第五次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」と「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、8項目のまちづくりの方針と39項目の基本施策を定めている。

本計画は特に、まちづくりの方針A「私たちは『独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち』を目指します」との関連が深く、この方針を実現するための基本施策として「地域の個性を守り、活かし、伝えます」、「交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます」を定めている。

そのほか、方針B「私たちは『平和を愛し、平和の文化を育むまち』をめざします」、方針C「私たちは『人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち』をめざします」、方針E「私たちは『だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち』をめざします」、方針H「私たちは『参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち』をめざします」との関連も深い。



長崎市第五次総合計画（前期基本計画）の施策体系図

(2) 関連計画

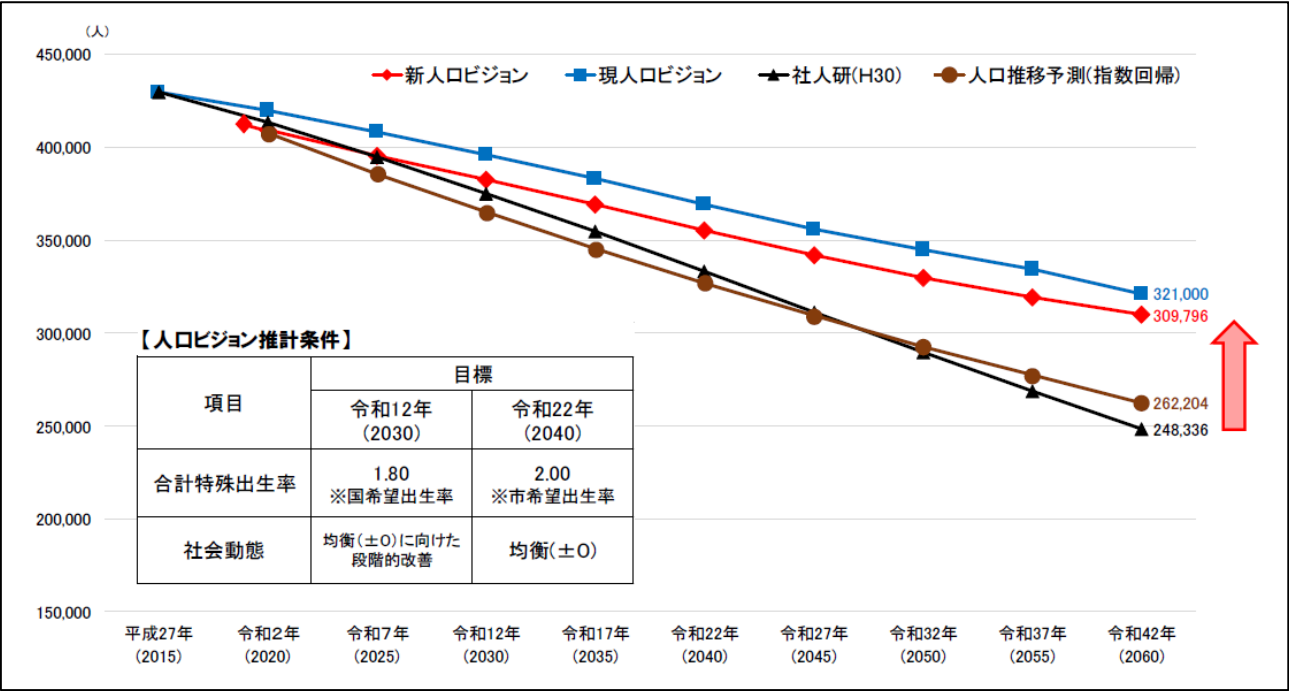
長崎市第五次総合計画前期基本計画に定める8項目のまちづくりの方針に沿って、長崎市では様々な計画を策定している。本計画は、関連する様々な分野における個別計画との整合、調整、連携を図りながら実施していく。

ア 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン（令和2年（2020）3月策定）

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2年度からの目標や施策の基本的方向などをまとめた「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

この総合戦略の実行にあたっては、行政だけの取り組みだけではなく、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識を持って、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略の着実な実施に取り組んでいくこととしている。

目標と取組姿勢として、「今後大きく変わるまちを訪れてくる交流人口をまちとつなげて、地域経済の活性化を確実に進めるため、『交流の産業化』という目標を掲げ、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを通じた多くの訪問客を迎えることで、昭和の観光都市から21世紀の交流都市に進化し、『交流の産業化』の成果を高める。」としている。



長崎市総人口の将来展望

イ 長崎市歴史文化基本構想（平成 27 年（2015）3 月策定）

これまで文化財について、個別の計画のもと保存整備に取り組んでおり、新たな指定・登録や保存・活用など文化財保護のうえで生じた問題に対しては、長崎市の文化財を総合的に網羅した方針や方向性がなかったことから、個別的な対応にとどまっていた。今後、長崎市の未指定を含めた文化財を適切に保存し活用を図っていくうえで、市内の文化財を総合的に把握し、関連する文化財と周辺環境を一体的に保護していくための、総合的な方針や方向性を示す体系的なプランとして「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。

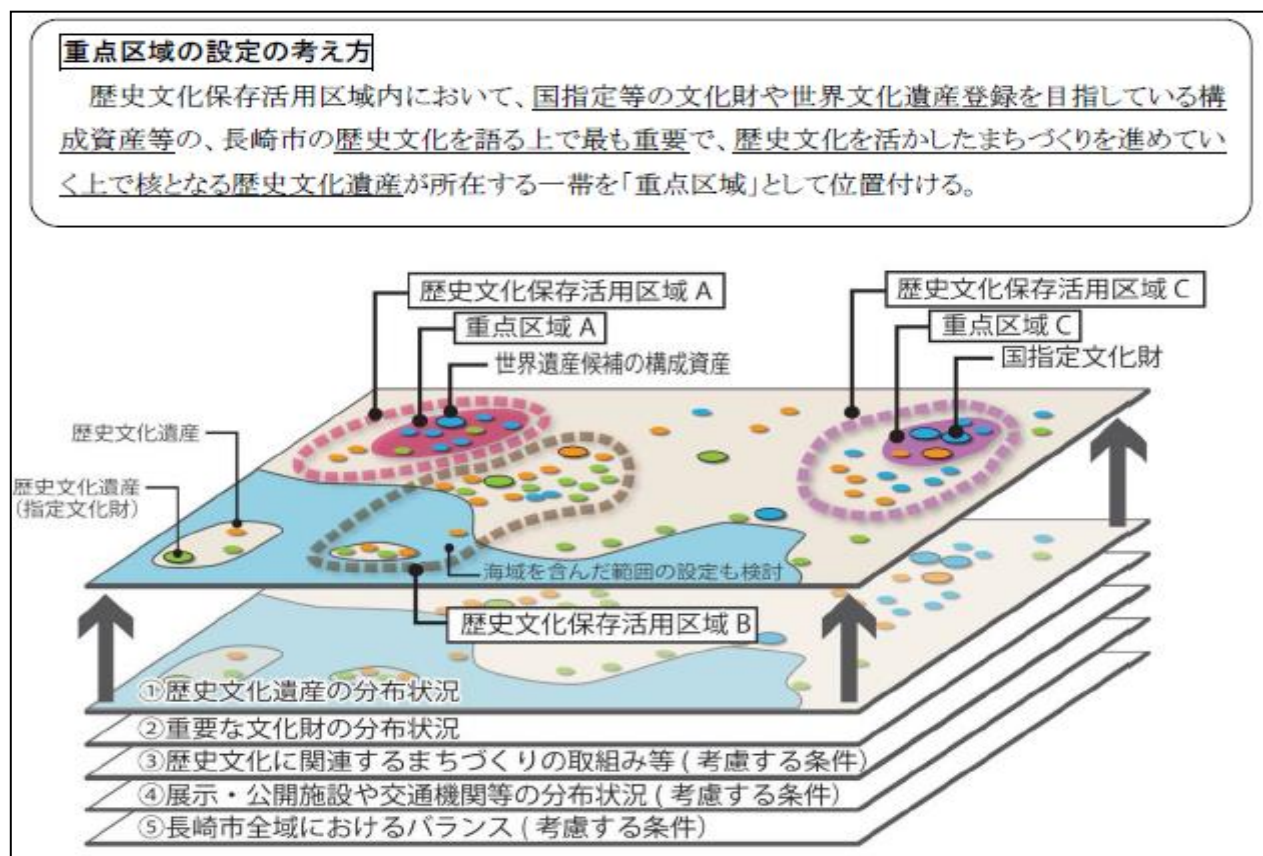
長崎市歴史文化基本構想については、国の策定指針に基づき、関連文化財群・歴史文化保存活用区域の設定をはじめ、文化財の保存活用についての現況を整理し、今後の方針を定めた。

そのなかで、歴史文化保存活用区域を 10 区域設定し、そのうち長崎市の歴史文化を語るうえで最も重要で、歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくうえで核となる歴史文化遺産が所在する一帯を「重点区域」として位置付けている。

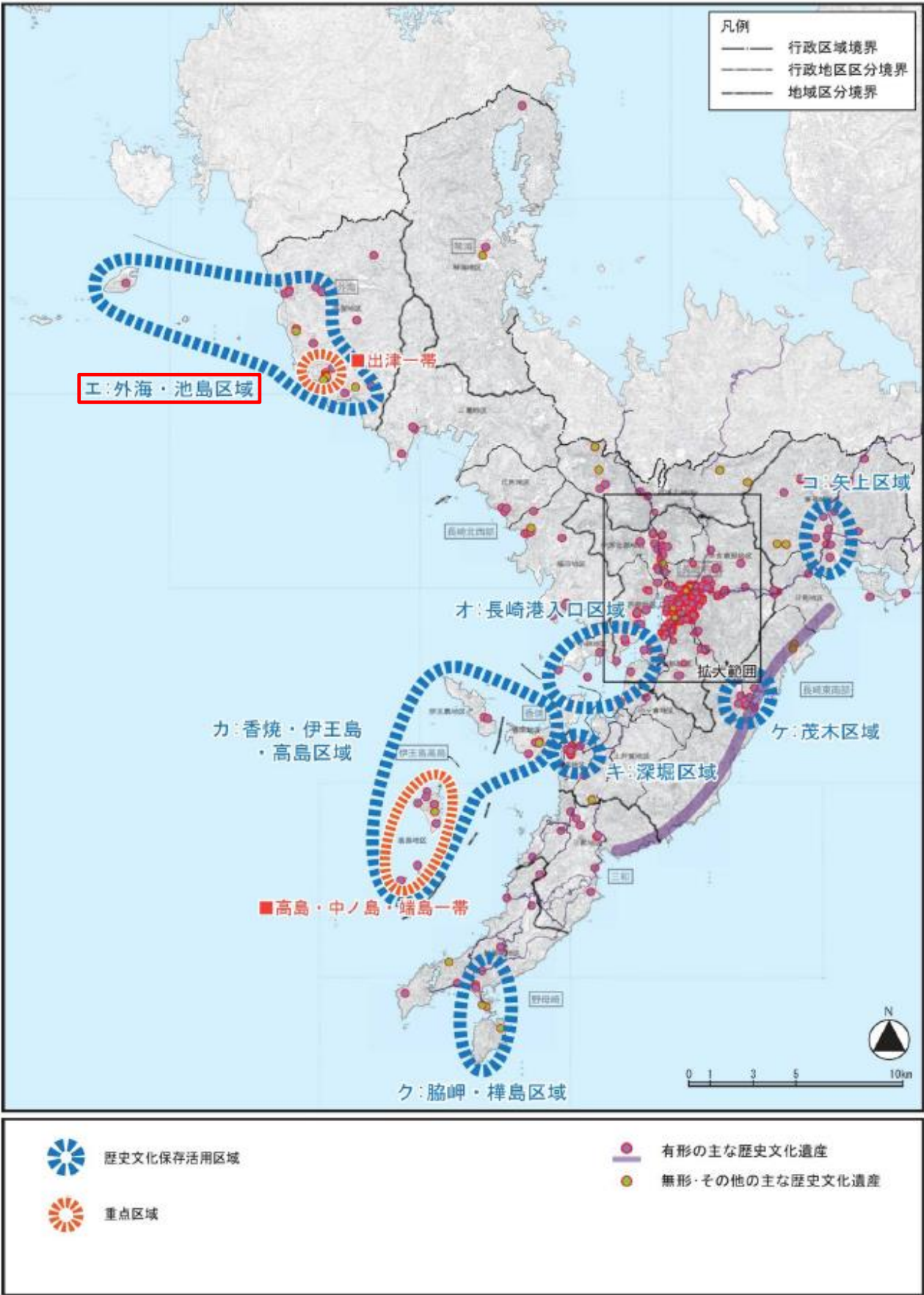
本計画では、法で定める歴史的風致の条件を満たし、重点的に取組みを行う必要がある範囲を長崎市において維持及び向上すべき歴史的風致とする。

区域		重点区域
ア	中央区域 (近世都市長崎区域)	■立山山麓の寺社群 ■風頭山麓の寺社群 国宝崇福寺や重要文化財興福寺・清水寺等が所在する風頭山麓の寺社群ならびに重要文化財聖福寺等がある立山地区の寺社群の範囲
イ	出島・館内・新地・山手区域 (海外交流拠点遺跡区域)	■出島・館内一帯 国指定史跡「出島和蘭商館跡」や、唐人屋敷跡及び周辺の範囲 ■東山手・南山手一帯 国選定の重要伝統的建造物群保存地区の東山手と南山手の範囲
ウ	浦上区域 (平和公園区域)	—
エ	外海・池島区域 (大野・出津・黒崎・池島及び周辺区域)	■出津一帯 重要文化財「出津教会堂」を含む国選定の重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」を中心とした範囲
オ	長崎港入口区域 (長崎警備遺跡区域)	—
カ	香焼・伊王島・高島区域 (近代石炭産業遺跡区域)	■高島・中ノ島・端島一帯 国指定史跡高島炭鉱跡を含む、高島、中ノ島、端島一帯の範囲
キ	深堀区域 (深堀鍋島家武家町跡及び周辺区域)	—
ク	脇岬・樺島区域 (観音寺及び周辺区域)	—
ケ	茂木区域 (茂木港及び周辺区域)	—
コ	矢上区域 (矢上宿跡及び一帯区域)	—

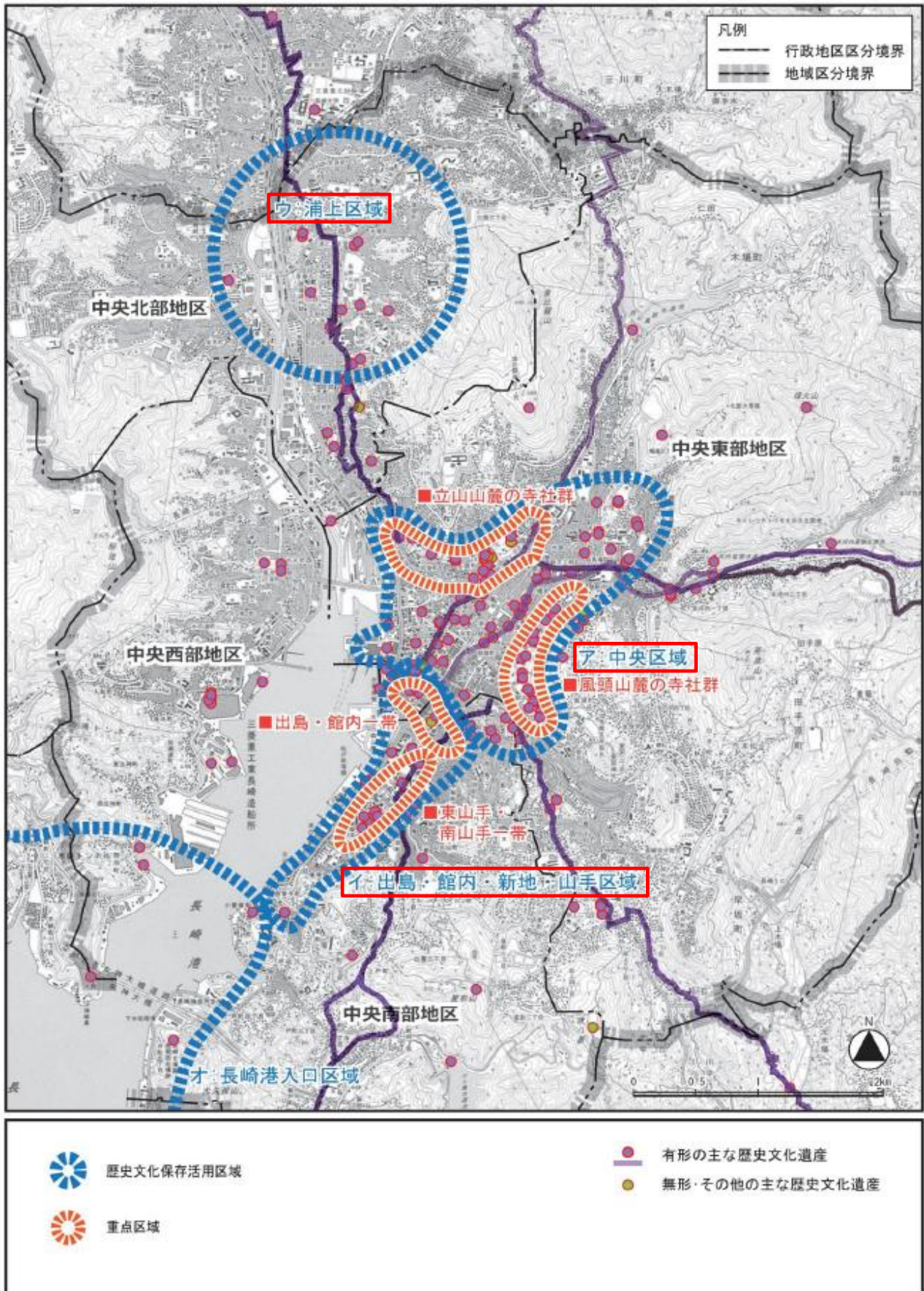
歴史文化保存活用区域 (赤枠は、維持及び向上すべき歴史的風致の区域)



歴史文化保存活用区域及び重点区域の考え方 (概念図)



歴史文化保存活用区域及び重点区域の位置 1 / 2



歴史文化保存活用区域及び重点区域の位置 2 / 2

ウ 長崎市都市計画マスタープラン（平成 28 年（2016）12 月改訂）

「長崎市都市計画マスタープラン」は、長崎市の将来の都市づくりの考え方を示すもので、長崎市第四次総合計画の将来の都市像を都市計画の面から実現するため、市民の暮らしの指標となる「住む」、「働く」、「動く」、「集う」、「学ぶ・育む・やすらぐ」という生活像を視点とした都市づくりの指針を定めている。

市民生活像として、「①暮らしやすい生活環境が整っている」、「⑥歩きやすい環境が整っている」、「⑨ヒト・モノ・文化の交流が活発に行われている」、「⑪個性豊かで美しい景観が形成されている」、「⑫歴史や自然が守られ、活用されている」が掲げられている。

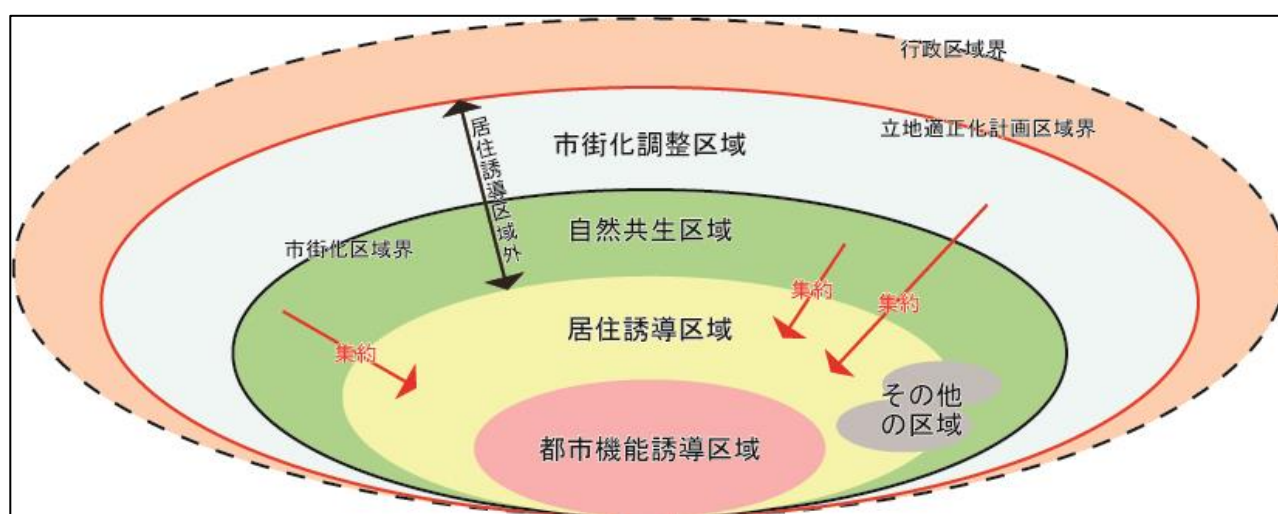
市民生活像	都市づくりの基本目標	都市づくりの方針
(1)住む		
① 暮らしやすい生活環境が整っている	■ 各地域*の特性に応じた快適な住環境の形成 ※都心部、都心周辺、斜面市街地、郊外地、集落・半島部、島しょ部	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (4) 公園緑地の方針 (5) 上下水道・河川の方針
② 健康な暮らしが確保されている	■ 環境にやさしい生活環境の確保	(7) 都市環境の方針
③ 安全・安心な暮らしが確保されている	■ 災害に強いまちづくり	(9) 都市防災の方針
(2)働く		
④ 産業が活性化している	■ 物流効率の高い幹線道路等の充実	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (3) 道路・交通の方針
⑤ 身近に働く場所がある	■ 身近に働ける場所の確保	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針
(3)動く		
⑥ 歩きやすい環境が整っている	■ 誰もが移動しやすい環境の確保	(3) 道路・交通の方針
⑦ 過度に自動車に依存しない環境が整っている	■ 便利で使いやすい公共交通の確保	(3) 道路・交通の方針
(4)集う		
⑧ 拠点に店舗等が集積し、賑わいがある	■ 商業業務、教育文化、医療・福祉、行政サービス等の集積誘導	(2) 市街地の方針 (6) その他都市施設等の方針
⑨ 人・モノ・文化の交流が活発に行われている	■ 地域交流、観光交流等の促進	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (6) その他都市施設等の方針
(5)学ぶ・育む・やすらぐ		
⑩ 教育、医療・福祉環境が充実している	■ 教育、子育て支援、医療・福祉施設等の適正配置	(6) その他都市施設等の方針
⑪ 個性豊かで美しい景観が形成されている	■ 海・まち・里・山の景観の創造	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (8) 都市景観形成の方針
⑫ 歴史や自然が守られ、活用されている	■ 世界的に価値の高い歴史文化資産や自然環境の保全・活用	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (7) 都市環境の方針

エ 長崎市立地適正化計画（令和6年（2024）3月改訂）

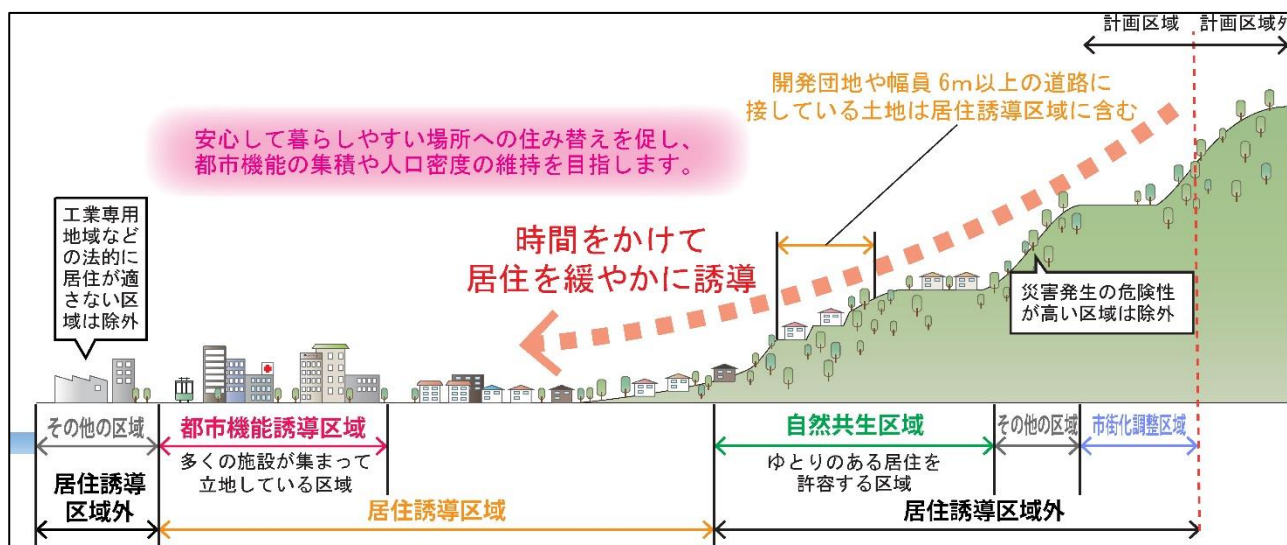
人口減少や高齢化が進むなか、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成26年（2014）5月に「都市再生特別措置法」が改正された。これを受けて、長崎市は居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「長崎市立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。

「快適で暮らしやすい居住地を形成する都市づくり」を目標のひとつとして、「歴史的価値のあるまちなみは、世代を超えて歴史ある空間を引き継いでいきます。」としている。

配置イメージ



断面イメージ



長崎市立地適正化計画のイメージ

オ 長崎市景観基本計画（平成 23 年（2011）4 月策定）

平成 2 年（1990）、長崎ならではの都市の魅力を育てていくことを目的として「長崎市都市景観基本計画」を策定し、良好な景観づくりに取り組んできた。策定時から合併により市域が拡大したこと、生活様式の多様化や価値観の変化したこと、平成 17 年（2005）に景観法が施行されたことなど、景観を取り巻く状況が大きく変容したことから、平成 23 年（2011）4 月に「長崎市景観基本計画」を策定した。この基本計画は、全体において本計画と関連がある。

基本理念

多彩な物語を育む長崎の景観づくり

～みんなで語りつくす海・まち・里・山の風景～

◆◆◆	基本方針 1 魅せる大景観づくり								
	<table> <tr> <th colspan="2">＜主要な取組み＞</th></tr> <tr> <td>1-1 輝く海と豊かな緑を大切にする</td><td> ・海や海岸の保全 ・山林などの緑地の保全 </td></tr> <tr> <td>1-2 都市の表情を大切にする</td><td> ・都市のシルエットの保全、形成 ・ランドマークの保全 ・夜景の魅力づくり </td></tr> <tr> <td>1-3 まちを印象づける場所やルートを大切に</td><td> ・眺望景観の保全、形成 ・まちの第一印象を大切にした景観づくり ・移動景観の保全、形成 </td></tr> </table>	＜主要な取組み＞		1-1 輝く海と豊かな緑を大切にする	・海や海岸の保全 ・山林などの緑地の保全	1-2 都市の表情を大切にする	・都市のシルエットの保全、形成 ・ランドマークの保全 ・夜景の魅力づくり	1-3 まちを印象づける場所やルートを大切に	・眺望景観の保全、形成 ・まちの第一印象を大切にした景観づくり ・移動景観の保全、形成
＜主要な取組み＞									
1-1 輝く海と豊かな緑を大切にする	・海や海岸の保全 ・山林などの緑地の保全								
1-2 都市の表情を大切にする	・都市のシルエットの保全、形成 ・ランドマークの保全 ・夜景の魅力づくり								
1-3 まちを印象づける場所やルートを大切に	・眺望景観の保全、形成 ・まちの第一印象を大切にした景観づくり ・移動景観の保全、形成								
◆◆◆	基本方針 2 個性を磨く景観づくり								
	<table> <tr> <th colspan="2">＜主要な取組み＞</th></tr> <tr> <td>2-1 特徴ある歴史的な資源や地区を活かす</td><td> ・地区の特徴を活かした景観づくり ・まちすじ・まちかどの景観づくり ・歴史的資源の保全 </td></tr> <tr> <td>2-2 地域性が感じられる産業景観を活かす</td><td> ・特徴的な生業を活かす景観づくり ・港を活かした景観づくり ・近代化遺産などの保全 </td></tr> <tr> <td>2-3 回遊性をつくる</td><td> ・地区の個性を結ぶルートづくり ・安全・安心な歩行者空間づくり ・歩いて楽しい道づくり </td></tr> </table>	＜主要な取組み＞		2-1 特徴ある歴史的な資源や地区を活かす	・地区の特徴を活かした景観づくり ・まちすじ・まちかどの景観づくり ・歴史的資源の保全	2-2 地域性が感じられる産業景観を活かす	・特徴的な生業を活かす景観づくり ・港を活かした景観づくり ・近代化遺産などの保全	2-3 回遊性をつくる	・地区の個性を結ぶルートづくり ・安全・安心な歩行者空間づくり ・歩いて楽しい道づくり
＜主要な取組み＞									
2-1 特徴ある歴史的な資源や地区を活かす	・地区の特徴を活かした景観づくり ・まちすじ・まちかどの景観づくり ・歴史的資源の保全								
2-2 地域性が感じられる産業景観を活かす	・特徴的な生業を活かす景観づくり ・港を活かした景観づくり ・近代化遺産などの保全								
2-3 回遊性をつくる	・地区の個性を結ぶルートづくり ・安全・安心な歩行者空間づくり ・歩いて楽しい道づくり								
◆◆◆	基本方針 3 愛着のあるまちづくり								
	<table> <tr> <th colspan="2">＜主要な取組み＞</th></tr> <tr> <td>3-1 生活感のある景観を大切に</td><td> ・身近な景観づくり ・くらしを豊かにする景観づくり ・市民が主役の景観づくり </td></tr> <tr> <td>3-2 季節感のある景観を大切に</td><td> ・生活に密着した景観づくり ・祭りなどの舞台となる場所の景観づくり ・集落の景観づくり </td></tr> <tr> <td>3-3 公共空間を大切に</td><td> ・公共空間の景観配慮 ・公共空間と接する部分の景観づくり ・大規模建築物の景観配慮 </td></tr> </table>	＜主要な取組み＞		3-1 生活感のある景観を大切に	・身近な景観づくり ・くらしを豊かにする景観づくり ・市民が主役の景観づくり	3-2 季節感のある景観を大切に	・生活に密着した景観づくり ・祭りなどの舞台となる場所の景観づくり ・集落の景観づくり	3-3 公共空間を大切に	・公共空間の景観配慮 ・公共空間と接する部分の景観づくり ・大規模建築物の景観配慮
＜主要な取組み＞									
3-1 生活感のある景観を大切に	・身近な景観づくり ・くらしを豊かにする景観づくり ・市民が主役の景観づくり								
3-2 季節感のある景観を大切に	・生活に密着した景観づくり ・祭りなどの舞台となる場所の景観づくり ・集落の景観づくり								
3-3 公共空間を大切に	・公共空間の景観配慮 ・公共空間と接する部分の景観づくり ・大規模建築物の景観配慮								
◆◆◆	基本方針 4 逆手の魅力づくり								
	<table> <tr> <th colspan="2">＜主要な取組み＞</th></tr> <tr> <td>4-1 斜面地の魅力を活かす</td><td> ・斜面市街地の魅力の向上 ・斜面緑地の保全・魅力の向上 ・棚田・段々畑の保全 </td></tr> <tr> <td>4-2 渾然としたまちなかの魅力をつくる</td><td> ・まちなかの魅力再発見 ・まちなかの賑わいの維持・創出 </td></tr> <tr> <td>4-3 日本西端の魅力を活かす</td><td> ・海の玄関口の景観づくり ・始発駅・終着駅の景観づくり ・夕陽を活かした景観づくり </td></tr> </table>	＜主要な取組み＞		4-1 斜面地の魅力を活かす	・斜面市街地の魅力の向上 ・斜面緑地の保全・魅力の向上 ・棚田・段々畑の保全	4-2 渾然としたまちなかの魅力をつくる	・まちなかの魅力再発見 ・まちなかの賑わいの維持・創出	4-3 日本西端の魅力を活かす	・海の玄関口の景観づくり ・始発駅・終着駅の景観づくり ・夕陽を活かした景観づくり
＜主要な取組み＞									
4-1 斜面地の魅力を活かす	・斜面市街地の魅力の向上 ・斜面緑地の保全・魅力の向上 ・棚田・段々畑の保全								
4-2 渾然としたまちなかの魅力をつくる	・まちなかの魅力再発見 ・まちなかの賑わいの維持・創出								
4-3 日本西端の魅力を活かす	・海の玄関口の景観づくり ・始発駅・終着駅の景観づくり ・夕陽を活かした景観づくり								

長崎市景観基本計画の概要

カ 長崎市景観計画（平成23年（2011）4月策定）

平成23年（2011）4月、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、長崎市全域を景観計画区域として行為の制限を適用している。そのなかで、特に景観形成が求められる地区を景観形成重点地区として指定している。

景観形成重点地区では、原則として景観形成に関わる全ての行為を届出対象とし、各地区における良好な景観の形成に関する方針に則って、地域特性を踏まえた詳細な景観形成基準を定めている。また、地区内の各ゾーンに共通の「共通の景観形成基準」と、各ゾーンで異なる「個別の景観形成基準」を定めている。「景観形成重点地区」においては、この双方の景観形成基準を遵守しなければならない。

地区名		設定要件
一般地区		・景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模行為に対する景観誘導を行う区域で、特定地区を除く区域。
特定地区	大景観保全地区	（水とみどりの景観を保全・育成する） ・空間的な広がりを持つ、個性的・象徴的なパノラマ景観の中で、自然的要素が貴重な市街地及び周辺地域において、緑地景観や海岸・河川などの水辺景観を保全・育成する区域 （都市のシルエットを保全する） ・空間的な広がりを持ち、山とまちと海が一体となった都市のシルエットを保全するために、建築物や工作物などの最高高さをゆるやかに誘導する区域 （周遊景観を保全・育成する） ・市内各地を結ぶ主要な道路網や観光拠点間をつなぐルートなど、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく周遊できるルートを整備する区域 ・道路などの連続的な眺望場所を移動しながら見る景観を大切にした景観づくりを進める区域
	景観形成重点地区	（歴史・文化・賑わいを際立たせる） ・市内の特徴的な歴史・文化を背景とした景観特性が備わっていて、積極的に景観まちづくりを誘導する区域 ・賑わいのある市街地の景観づくりを進める区域 ・地域住民や事業者が、継続的・計画的に景観まちづくりに取り組む機運があり、本市の良好な景観形成に資することが期待できる区域 （景観まちすじ・まちかどをまもり、活かす） ・歴史・文化的な雰囲気を感じさせるまちすじやまちかどの雰囲気を盛り立てるような景観づくりを進める区域 ・歴史的な資源を歩いてつなぐルートや拠点間をつなぐルートなど、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく歩いて楽しい道路空間づくりを進める区域 （特徴のある景観軸を保全・育成する） ・地区の特性が際立つ水やみどりの景観軸を保全育成する区域。 （眺望景観を保全する） ・地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する景観資源（教会、神社、寺院など）への眺望景観を保全する区域
景観地区 準景観地区		・景観形成重点地区の中でより積極的に景観形成を推進する必要がある地域に関しては、景観地区（景観法第61条）及び準景観地区（景観法第74条・都市計画区域外の場合）制度を活用し、建築物等のデザイン、色彩、高さ、壁面の位置などに関して強制力を持った基準を定め、望ましい景観を担保していくものとします。

長崎市景観計画における地区の設定と要件



長崎市景観計画の景観形成重点地区

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・門	・高さが2mを超えるもの
		・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけテント及び藤棚その他これらに類するもの	・高さが1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの
		・煙突、高架水槽	・高さが4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの
		・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの	
		・広告板その他これらに類するもの	・表示面積の合計が10㎡を超えるもの
		・立体駐車場	・すべてのもの
		・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント	
		・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設	
		・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
		・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等	
		・彫刻及びモニュメント	
		・自動販売機及びその附帯施設	
		・その他市長が指定したもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの	

景観形成重点地区の届出対象行為

キ 長崎市観光・MICE戦略（令和3年（2021）3月策定）

観光を取り巻く社会情勢の変化や多様化する訪問客のニーズに対応するため、従来の戦略及び計画を統合するとともに、観光のみならず令和3年（2021）11月に開業した「出島メッセ長崎」を中心としたMICEによる振興を図ることを目的として、新たに「長崎市観光・MICE戦略」を策定した。

「選ばれる21世紀の交流都市」をビジョンとして、基本施策A-1「長崎独自の歴史・文化、自然・景観を守り、活かす。」において「歴史文化基本構想等に基づく歴史・文化の保存・活用」を位置付けており、歴史文化基本構想等を踏まえ、歴史的風致維持向上計画等に沿って、民間と連携した市有洋館などの歴史的建造物等の保存・維持管理及び活用を図るとともに、周辺環境整備や修景整備などを行い、地域全体の回遊性を高め、賑わいを創出することとしている。

3 施策

基本方針 A 資源磨きと魅力あるコンテンツの創造

基本施策

- A-1 長崎独自の歴史・文化、自然・景観を守り、活かす。
- A-2 ストーリー性・テーマ性に富んだ魅力あるコンテンツへ磨き上げる。
- A-3 スポーツや文化・芸術など新しい交流の領域を切り開く。

基本方針 B 安全安心・快適な滞在環境の整備

基本施策

- B-1 安全安心な滞在環境をつくる。
- B-2 快適な滞在環境をつくる。
- B-3 交通アクセスを充実させ、周遊しやすい環境をつくる。

基本方針 C 戦略的な魅力発信と誘致活動の推進

基本施策

- C-1 市場分析等に基づく戦略的な誘客・MICE 誘致を展開する。
- C-2 長崎ブランドの確立と効果的なプロモーションを推進する。
- C-3 DMO を中心としたワンストップの誘客・MICE 誘致を行う。

基本方針 D 観光・MICE 関連産業の活性化

基本施策

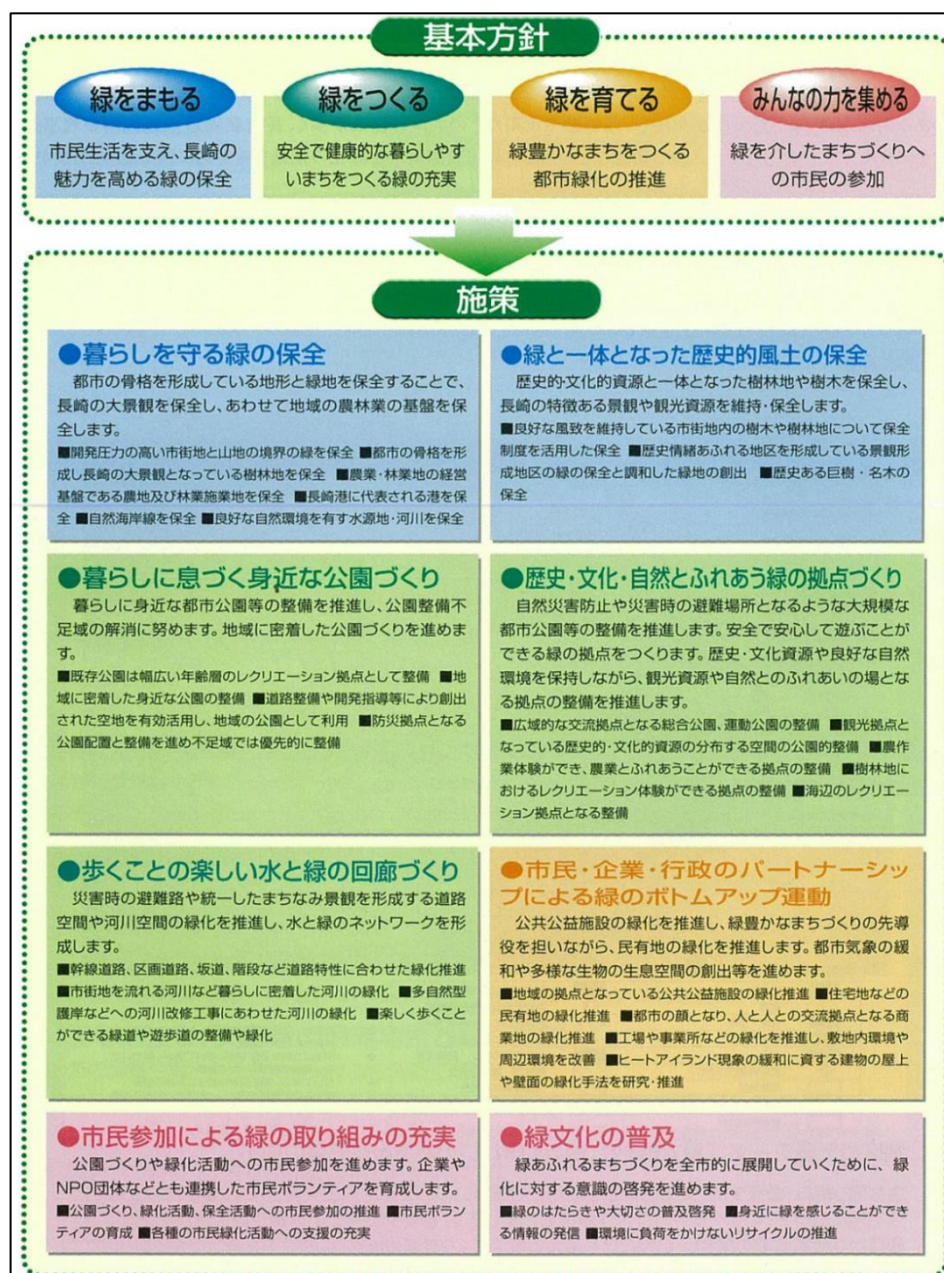
- D-1 DMO を中心とした観光まちづくりの推進体制の充実を図る。
- D-2 民間事業者の稼ぐ力を向上させる。
- D-3 まち MICE プロジェクトを推進する。

ク 長崎市緑の基本計画（平成13年（2001）10月策定）

平成13年（2001）10月に策定された「長崎市緑の基本計画」は、美しい景観や豊かな自然と歴史文化に調和したまちづくりを進めるために、「歴史とみどりと海が暮らしに活きる長崎の都市（まち）」を基本理念に掲げ、「市民生活を支え長崎の魅力を高めるまち」「安全で健康的な、暮らしやすいまち」「緑豊かなまち」「緑と親しみ楽しめるまち」を目指し、市民・企業・行政が協力・協働して実施する施策を総合的かつ計画的にまとめている。

将来像の実現のため、グラバー園に代表される歴史文化の保全、歴史性のある良好な風致の維持育成、歴史ある巨樹や名木の保全を進めていくことや公共公益施設や民有地などの緑化などを推進することとしている。

施策として「緑と一体となった歴史的風土の保全」、「歴史・文化・自然とふれあう緑の拠点づくり」を位置付けている。



緑地の保全及び緑化の推進のための施策方針

ケ まちぶらプロジェクト（平成 24 年（2012）12 月策定）

長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの 10 年で、まちの形が大きく変わっていかうとしている。歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この 10 年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、平成 24 年（2012）12 月、まちなかで実施する今後 10 年間の取組みを実施計画として位置付けた「まちぶらプロジェクト」として取りまとめたもの。

新大工から中島川・寺町・丸山、浜町・銅座、館内・新地を経て、東山手・南山手に至るルートに「まちなかの軸」として設定し、軸を中心とした 5 つのエリアにおいて、平成 25 年（2013）度からそれぞれの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備をソフト政策と併せて進めている。



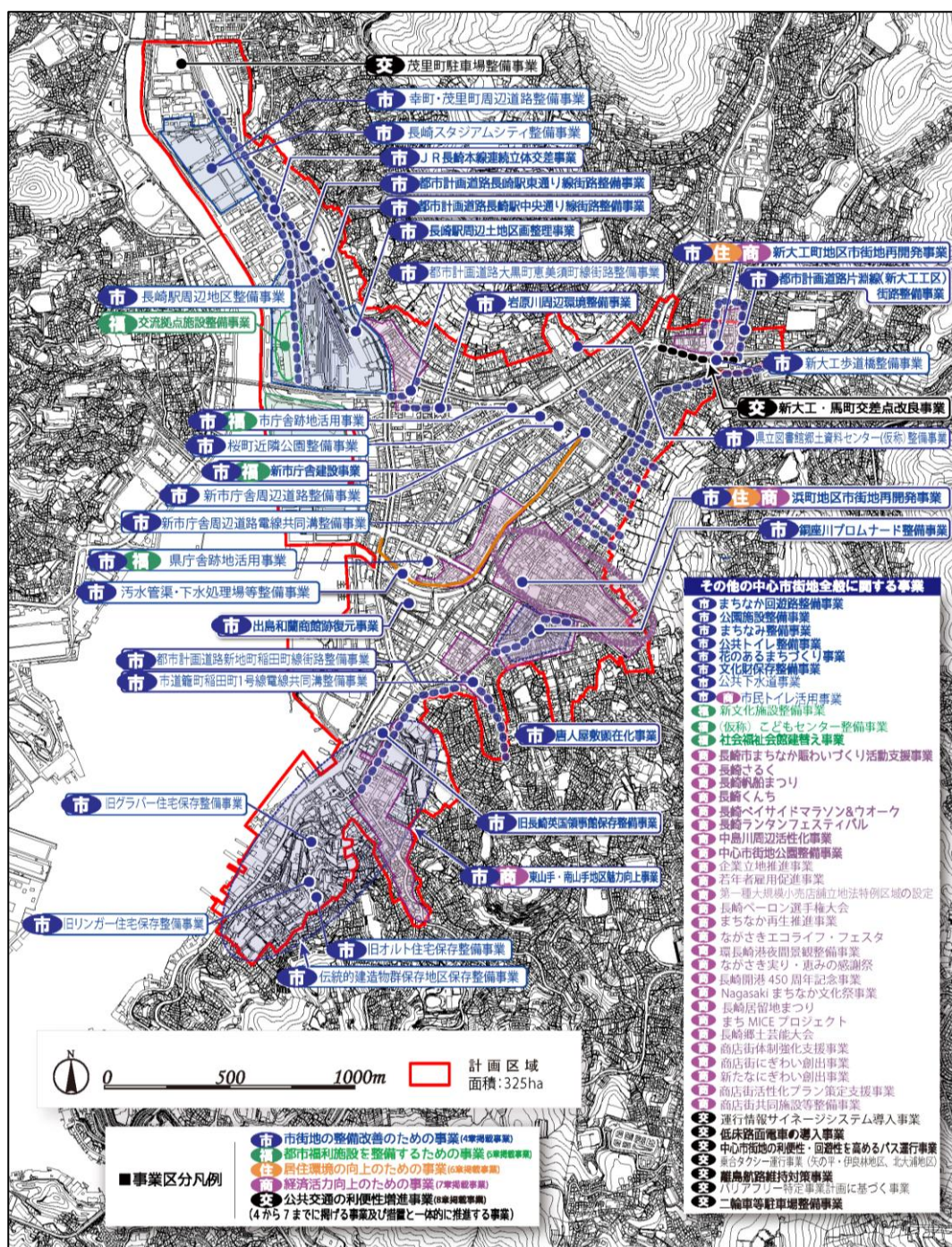
まちぶらプロジェクトの概要

コ 長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）（令和2年（2020）3月認定）

国においては、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認定の下に、法律・税制上の特例や支援措置を設けている。

これまで長崎市中心市街地活性化基本計画（第1期）（平成27年（2015）4月～令和2（2020）年3月）に取り組んできたが、人口の社会減の深刻化といった都市の課題が新たに顕在化してきたことなどから、引き続き、国からの支援を受けるため、第2期計画（令和2年（2020）4月～令和8（2026）年3月）を策定し、令和2年（2020）3月に内閣総理大臣より認定された。

この認定に基づき、様々な支援措置を活用しながら、中心市街地の活性化を図っていく。



長崎市中心市街地活性化基本計画の実施事業

サ 環長崎港夜間景観向上基本計画（平成 29 年（2017） 5 月策定）

平成 29 年（2017） 5 月、歴史や文化を感じ、市民に愛されるふるさとの風景となる夜景づくりを通じて「世界一の夜景都市」となることを目指し、遠景及び中・近景の観点から必要な取組みについて体系的にまとめ、戦略的に夜間景観の向上を図るための基本的な考え方を示すものとして「環長崎港夜間景観向上基本計画」を策定した。

このなかで、3つのコンセプトを設定し、長崎の歴史や文化を生かした夜間景観を形成することとしている。なお、歴史的建造物等のランドマークが数多くあり、市民や観光客が多く訪れるエリアを「夜間景観向上重点エリア」として位置づけ、基本原則による面的な夜間景観の形成や、ランドマークのライトアップと主要な動線の街路灯の整備による「中・近景の夜間景観づくり」に取り組むこととしている。



環長崎港夜間景観向上基本計画の対象エリア

1. 港へ流れ込む輝き 斜面市街地が港を囲う地形を生かす	2. おおらかに彩られたまち 和華蘭文化や町々の個性を表現する	3. 祈りを誘う灯り 長崎の深い歴史を感じさせる

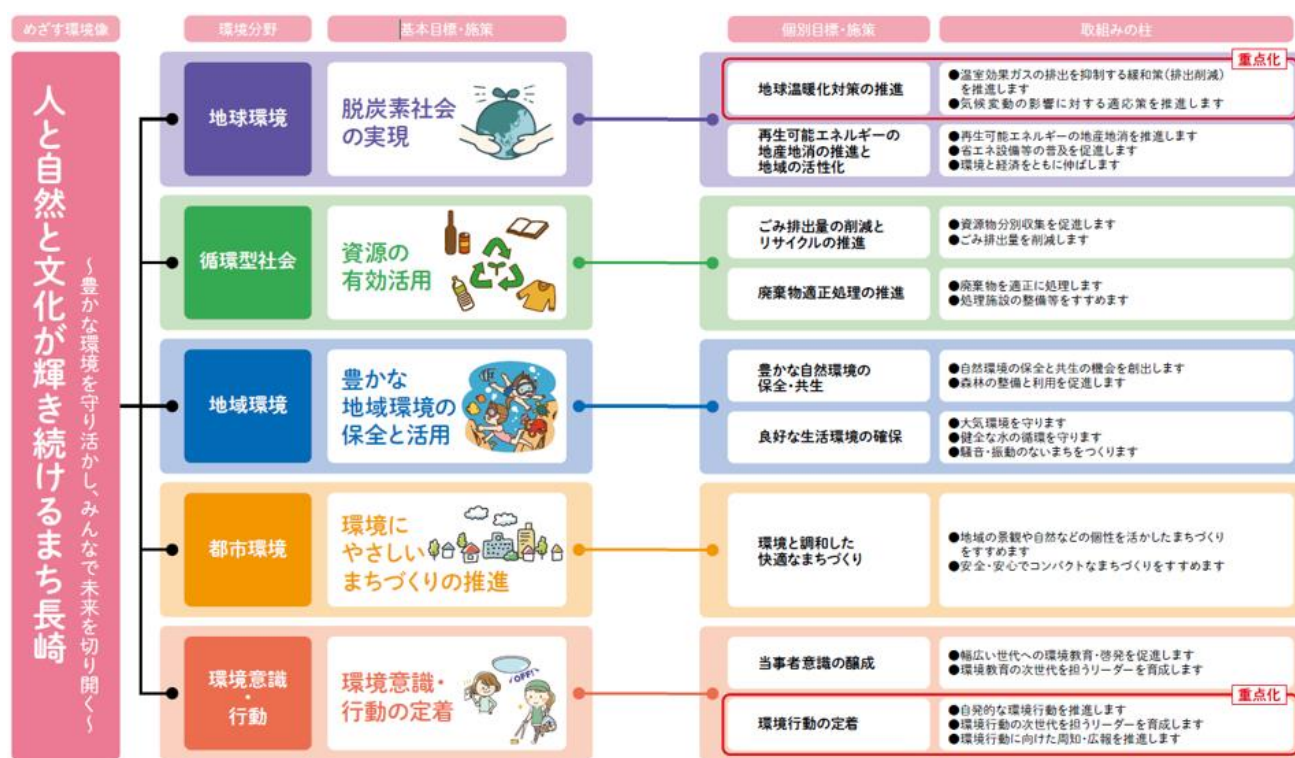
3つのコンセプト

シ 長崎市環境基本計画（令和4年（2022）2月策定）

長崎市の他都市に類を見ない豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、平成11年（2000）9月に、環境の保全と創造に向けた取組みを進めることを目的とする「長崎市環境基本条例」を制定した。また、平成12年には「長崎市環境基本計画」、平成23年には「長崎市第二次環境基本計画」を策定し、市民・団体、事業者、市役所が一体となって環境保全に関する取組みをすすめてきた。

近年ではプラスチックごみによる海洋生態系への被害や豪雨などの深刻な気象災害が多発し、気候変動の影響への関心の高まりとともに、一人ひとりの具体的な環境行動が求められるようになってきている。このような現状や社会情勢の変化を踏まえ、令和4年2月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定し、「地球環境」「循環型社会」「地域環境」「都市環境」「環境意識・行動」分野において、「豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く」ことをテーマに、「地球温暖化対策の加速」と「一人ひとりの環境行動の定着」を重点化方針として、「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」の実現を目指すこととしている。

このうち「都市環境」の環境分野においては、地域の景観や自然などの個性を活かしたまちづくりをすすめることとしており、夜景の魅力向上や歴史的建造物の保存・活用などを進めている。



長崎市環境基本計画の取組み体系図

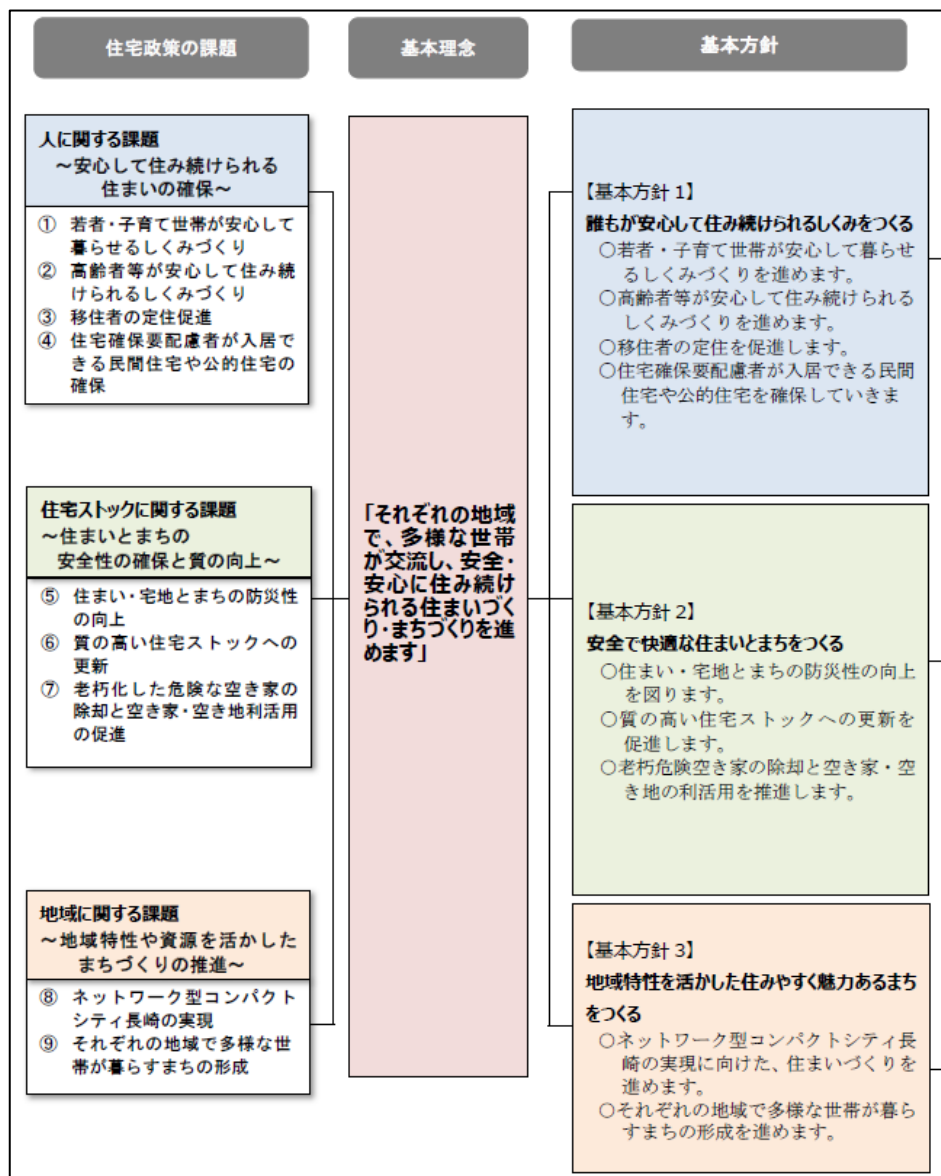
ス 長崎市住生活基本計画（令和 3 年（2021） 4 月改訂）

国において、平成 18 年（2006） 6 月に、住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、住宅建設計画法に代わる新たな基本法制として「住生活基本法」が施行され、長崎市では少子高齢社会、人口・世帯減少社会などの到来を見越して、地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 20 年（2008） 度に「長崎市住生活基本計画」を策定した。この計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、社会情勢や国、県の住宅政策の変化に対応するため、平成 25 年（2013） 度に一部を見直し改定した。

その後、平成 28 年（2016） 3 月に住生活基本計画（全国計画）が改定され、社会情勢の変化に的確に対応するため、平成 29 年（2017） 3 月に長崎県住生活基本計画が改定された。

本市においては、住生活を取り巻く状況の変化や上位・関連計画の改定等に対応するため、令和 3 年（2021） 4 月に長崎市住生活基本計画の改定を行った。

関連施策として、施策展開の方針「質の高い住宅ストックの更新」により、歴史的建造物等の保存・活用の支援に取り組むこととしている。



施策展開の方針		分担	施策プログラム
【市：市主体、民：民間主体、連：官民連携】 【凡例：○継続 ●拡大 ☆新規】			
1-1 ①	若年・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり	市 連 連	「住みよかプロジェクト」での若い世代の住宅環境の改善 ○若者や子育て世帯等の市営住宅への入居支援 ●子育て多子世帯の定住への推進 ☆子育て施設と住宅を併せた整備 など
	1-2 ② 高齢者等が安心して住み続けられるしくみづくり	市 連	○高齢者等が住み続けるためのリフォームへの支援 ○サービス付き高齢者向け住宅の登録推進
	1-3 ③ 移住者の定住促進	連 連	●移住者の住宅探しや住宅改修の支援 ●移住者への住宅などの情報発信
	1-4 ④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保	連 市 連	○セーフティネット住宅の登録推進 ☆市営住宅の管理戸数適正化と建替・改修の推進 ☆居住支援協議会など支援体制の整備
2-1 ⑤	住まい・宅地とまちの防災性の向上	連 市 市 市	○耐震診断、耐震改修の推進 ☆耐風対策への支援の強化 ●危険ながけ対策などの改善の強化 ○災害ハザードエリアでの開発抑制と住宅の安全確保
	2-2 ⑥ 質の高い住宅ストックへの更新	市 連 連 市 連 連 連 民 民 市 民	○省エネ化などに対応するためのリフォーム支援 ●自然エネルギーを活用した住宅の普及促進 ●既存マンションの適正な管理や建替促進のための支援 ☆「新しい生活様式」に対応した住宅の研究と改修支援 ☆AI・IoTなど新技術活用による新しい住まい方の研究 ☆中古住宅が流通するしくみの構築 ○歴史的建造物などの保存・活用の支援 ☆PPP/PFI手法を用いた地場企業での市営住宅建替実施 ○多数が集まる民間建築物の定期報告による安全性の確保 ○建築物のバリアフリー化の推進 ○建築技術者の技術の継承と確保の支援 ☆民間賃貸住宅や戸建て住宅地の供給促進
	2-3 ⑦ 老朽化した危険な空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進	市 連 連 連 市 連	●空き家・空き地バンクの対象拡大 ●空き家等の管理に関する情報発信及び相談体制の充実 ○空き家の地域活動等のための活用 ☆空き家・空き地を市場に流通させるためのしくみづくり ●老朽危険空き家の除却への支援 ☆「住まいの終活」の推進
3-1 ⑧	3-1 ネットワーク型コンパクトシティ長崎の実現	市 市 連 市	○用途地域見直しによる居住誘導 ☆市街化調整区域における地区計画運用基準の検討 ●既存マンションの適正な管理や建替促進のための支援 ○利便性の高い地区における市営住宅の戸数の維持
	3-2 ⑨ 3-2 それぞれの地域で、多様な世帯が暮らすまちの形成	連 市 連 連 市	●UIJターンなど地域の担い手を増やすための住宅確保 ○安心して住み続けるためのリフォームなどの支援 ●郊外団地などでの定住促進 ○斜面市街地の居住環境の維持・改善 ○半島部や島しょ部における住宅の確保

セ 第二次長崎市農業振興計画[前期計画]（令和4年（2022）3月策定）

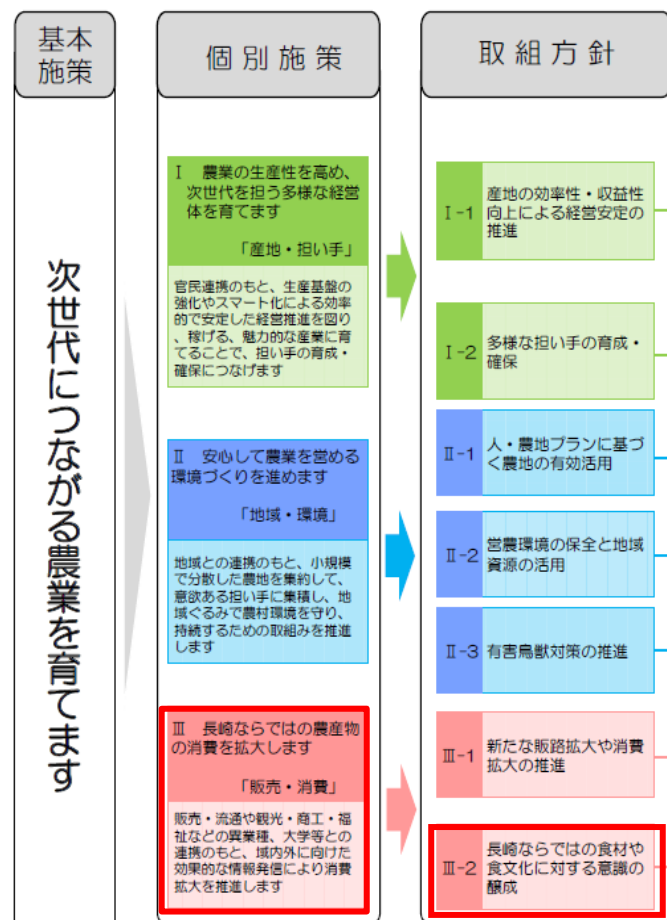
農業分野の施策をより具体化し長崎市の特色や背景にあわせ、今後の農業のめざすべき姿とその実現方法を示すため令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの「第二次長崎市農業振興計画[前期計画]（以下、「農業振興計画」という。）」を策定した。

農業振興計画は、農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てる「産地・担い手」、安心して農業を営める環境づくりを進める「地域・環境」、長崎ならではの農産物の消費を拡大する「販売・消費」の3点を柱に、農業分野における実践的な計画として策定し、次世代につながる農業を育てるため、様々な取組みを進めていくこととしている。

本計画に関連する取組みとしては、個別施策Ⅲの「長崎ならではの農産物の消費を拡大します」において、長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図るため、イベントや各種広報媒体等を活用したPRや食育体験の推進等に取り組むこととしている。

また、農業振興計画では、地域の資源や特性などを考慮し、10地区24集落で各地域の農業振興の方向性を示しており、「外海地区」については、「ゆうこう」等の特産農産物の加工品のPR販売などを通じて集落の活性化に取り組むこととしている。

これらの取組みは、本計画における「外海の石積み文化にみる歴史的風致」の維持・向上と関連が深い。なお、現行の農業振興計画は令和7（2025）年度を終期としていたが、次期計画の在り方を見直すため、令和8（2026）年度まで延長した。



長崎市農業振興計画後期基本計画施策の体系図

(3) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画の策定状況

国指定の重要文化財6件及び国指定の史跡7件について保存活用（管理）計画を、重要伝統的建造物群保存地区2地区及び重要文化的景観1件について保存計画を策定している。

名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
『重要文化財（建造物）旧出津救助院』～授産場及びマカロニ工場～保存活用計画	宗教法人お告げのマリア修道会	平成24年（2012）3月	重要文化財（建造物）	宗教法人お告げのマリア修道会	建造物の保存管理の方法等を定めるとともに、文化財としての価値を多くの市民がわかりやすく理解できる公開・活用の在り方を検討・策定する。
国指定重要文化財旧グラバー住宅保存活用計画	長崎市	平成27年（2015）3月	重要文化財（建造物）	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえ、課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財旧リンガー住宅保存活用計画	長崎市	平成27年（2015）3月	重要文化財（建造物）	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえ、課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財旧オルト住宅保存活用計画	長崎市	平成27年（2015）3月	重要文化財（建造物）	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえ、課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
重要文化財旧長崎英国領事館保存活用計画	長崎市	令和3年（2021）5月	重要文化財（建造物）	長崎市	建造物の保存・活用における必要事項をまとめる。進行中の保存修理工事を経て供用を開始するにあたり、必要な諸条件を整理し、活用の方針を定める。
国指定重要文化財本河内水源地水道施設保存活用計画	長崎県長崎市	令和3年（2021）8月	重要文化財（建造物）	国（国土交通省）長崎県長崎市	建造物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえ、稼働施設の機能維持と重要文化財の保存のバランスを取りながら維持管理と活用を行う。

長崎市歴史的風致維持向上計画

名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
国指定史跡 長崎台場跡 魚見岳台場跡 保存管理計画書	長崎市 教育委員会	平成 23 年 (2011) 3 月	史跡	国 長崎市民間	史跡の本質的価値と主要な構成要素を明確にし、それを適切に保存管理するための基本的な方向性や方法、活用の将来像について定める。
国指定史跡 大浦天主堂境内保存管理計画	長崎市 教育委員会	平成 25 年 (2013) 6 月	史跡	宗教法人カトリック長崎大司教区	史跡の本質的価値と構成要素を明らかにし、史跡の保存管理や整備活用の方向性・方法を示し、保存・整備・活用を図るための指針を策定する。
史跡小菅修船場跡保存管理計画書	長崎市 教育委員会	平成 25 年 (2013) 8 月	史跡	三菱重工業株式会社長崎造船所	史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、これらを適切に保存していくためのその価値に基づいた史跡の保存・管理、活用、整備の基本方針等を定める。
史跡高島炭鉱跡保存管理計画書	長崎市 教育委員会	平成 27 年 (2015) 9 月	史跡	長崎県 長崎市民間	史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存し、活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準などを定める。
国指定史跡 「出島和蘭商館跡」保存活用計画	長崎市・長崎市 教育委員会	平成 28 年 (2016) 3 月	史跡	国 長崎市	現状を踏まえて短中期計画を見直すと同時に史跡の本質的価値を明らかにし、現在の史跡周辺も含めた史跡の価値を再度見直す。史跡の概要とこれまでの調査や整備内容を明示し、史跡の本質的価値に基づいた保存・活用方針を定める。
史跡長崎台場跡四郎ヶ島台場跡保存活用計画書	長崎市 教育委員会	平成 28 年 (2016) 3 月	史跡	国 民間	史跡の本質的価値と主要な構成要素を明確にし、それを適切に保存活用するための基本的な方向性を定め、現状変更等の取扱基準、管理の方針等について明確にする。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
国指定史跡 長崎原爆遺跡 保存活用計画書	長崎市	平成31年 (2019) 3月	史跡	長崎市 宗教法人カトリック長崎大司教区 国立大学法人長崎大学 宗教法人皇大神宮	史跡長崎原爆遺跡を次世代に確実に引き継いでいくため、史跡の保存（保存管理）、活用、整備、運営体制の指針として策定する。
長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画	長崎市教育委員会	平成2年 (1990) 10月	重要伝統的建造物群保存地区	—	伝統的建造物群保存地区保存のため、基本計画、地区内の建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、及び地区の保存のために必要な助成措置等を定めたもの。
長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画	長崎市教育委員会	平成2年 (1990) 10月	重要伝統的建造物群保存地区	—	伝統的建造物群保存地区保存のため、基本計画、地区内の建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、及び地区の保存のために必要な助成措置等を定めたもの。
長崎市外海の石積集落景観保存計画	長崎市	平成25年 (2013) 3月	重要文化的景観	—	文化的景観の保存に関し、位置及び範囲、保存に関する基本方針、保存に配慮した土地利用、文化的景観の整備活用、保存のために必要な体制、重要な構成要素等を定めたもの。

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

【まちづくりの方針】

歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまち

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

【10年後に目指す姿】

歴史的建造物が適切に評価・保存継承され、まちづくりと一体となった魅力的な活用が図られている。

【取組み方針】

●歴史的建造物の指定・登録の推進

指定文化財等については、引き続き国や長崎県、有識者の指導・助言のもと所有者や管理者との調整を図りながら、適切な保存・活用とその支援に取り組む。未指定文化財等については、調査・評価に基づく文化財への指定・登録や景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物への指定を検討し、保存修理や滅失防止に向けた支援等に取り組む。

●歴史的建造物の保存整備と技術者育成の推進

保存・活用に関する計画を策定している文化財については、これに沿った保存・活用を図るとともに、計画を策定していない建造物についても、必要に応じて計画の策定に取り組む。

市民が歴史的建造物に関心を持ち、その特徴を理解するための価値の顕在化や啓発に取り組む。そのための情報発信や活動の拠点となる施設の整備、歴史や伝統を学ぶことのできる環境の整備、民間の歴史研究団体との連携等に取り組む。

保存整備のための技術者育成については、ヘリテージマネージャー等の保存修理に関する技術者や専門家の育成の支援に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力を高めるための官民一体となった活用の推進

歴史的建造物の継続的な磨き上げと新たな資源の掘り起しを進め、魅力的な活用に向けた建物用途等の規制緩和、地域のまちづくりと一体となった歴史的建造物の価値や魅力的な価値を高める効果的な活用に向けた官民連携に取り組む。

特に、長崎市が所有する歴史的建造物の活用については、利用者や事業者へのニーズ調査を行い、民間活力の導入検討等に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力の国内外への発信

情報発信の拠点となる施設の整備やSNS等の有効活用による歴史的建造物の価値や魅力の国内外への発信等に取り組む。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する方針

【10年後に目指す姿】

地域の歴史や自然、まちなみ等の個性を生かした魅力的なまちになっている。

【取組み方針】

●地域の歴史や個性を生かした良好なまちなみ形成の推進と魅力の発信

景観法や都市計画法、伝統的建造物群保存地区保存条例等による建築物等の意匠・形態等の規制・誘導や緑化の推進に引き続き取り組むとともに、歴史的建造物周辺の自然や歴史等の資源を生かすための景観まちづくりガイドラインの整備、ガイドラインに基づく建築物等の修景に対する技術的な支援や経費の助成に取り組む。

良好な景観の阻害要因となっている電柱・電線類については、管理者や地域と協議を行いながら無電柱化の整備を推進する。同様に景観や眺望の阻害要因となっている空き家や屋外広告物、樹木等についても対策を講じる。

景観に大きな影響を与える公共空間については、市民参加の機会を積極的に創出しながらデザインや夜間景観の向上、緑化等を図ることで、景観形成における先導的な役割を担っていく。

情報発信の拠点となる施設の整備やSNS等の有効活用による良好な景観（自然やまちなみ、眺望等）の魅力の国内外への発信等に取り組む。

●市民のまちづくりへの意識醸成を図り、市民主体のまちづくりの推進

シンポジウムやワークショップ等の市民のまちづくりへの参加機会を創出し、景観まちづくりに対する市民意識の醸成と市民の景観まちづくり活動の支援に取り組む。

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する方針

【10年後に目指す姿】

住みたくなる、住み続けられるまち、営みや活動を次世代に継承できる協働のまちになっている。

【取組み方針】

●安心して住み続けられる住環境整備の推進

道路等の都市基盤の整備、生活利便施設の誘導及び住宅建て替え誘導に向けた建物用途等の規制緩和、住宅の改修を促進するための支援等に取り組む。

●長崎暮らしの魅力発信と移住者のサポートの推進

空き家・空き地の活用の支援、移住・定住を促進するための支援、歴史的風致をはじめとする長崎市の魅力や行政サービスの情報発信等に取り組む。

●歴史文化を親しむ・学ぶ機会と環境の充実

伝統的な営みや活動を適切に継承するため、未指定等の営みや活動の調査・評価に基づく文化財指定

等を検討する。

また、市民が伝統的な営みや活動に関心を持ち、その特徴や魅力を理解するための価値の顕在化や啓発、営みや活動の価値や魅力の国内外への情報発信、官民連携による継承の支援等に取り組む。

●地域と連携した、次世代の担い手の発掘・育成の推進

後継者の育成のため、学校や家庭、地域、企業等の連携による学習機会の創出、長崎のまちが学生で賑わう貴重な学びの場となるような環境の整備、長崎で学ぶことの魅力の発信等に取り組む。

地域の歴史文化等の学びを通じて地域に対する関心を高め、コミュニティの醸成に繋げるとともに、地域活動のリーダーや担い手の発掘・育成、地域課題を解決できる市民活動団体等との官民連携等に取り組む。

(4) 賑わいの創出に関する方針

【10年後に目指す姿】

長崎独自の歴史的風致が磨かれ、生かされることで、国内外の来訪者で賑わうまちになっている。

【取り組み方針】

●歴史的風致を生かした観光メニューの強化と新たなサービスの創造

賑わいの創出のための基盤として、道路の美装化や休憩施設の整備、多機能トイレ等のバリアフリー対応、インターネット環境の充実、多言語対応、ICTの活用等による市内外の来訪者にも分かりやすく安全で快適な回遊環境の整備に取り組む。

歴史的風致の魅力の掘り起しと磨き上げを進めるため、ホテルやレストラン、体験施設等の交流を拡大させる施設の誘導に向けた建物用途等の規制緩和等に取り組む。

調査や各種計画、施策の実施に関してDMOと逐次連携しながら、観光動向調査やビックデータ等によるニーズの把握や分析を行い、戦略的な観光客の誘致に取り組む。

歴史的風致を生かした体験型プログラム等の新たな観光メニューや魅力ある製品・サービスの開発を支援するとともに、長崎の食材・食文化の魅力発信の支援に取り組む。

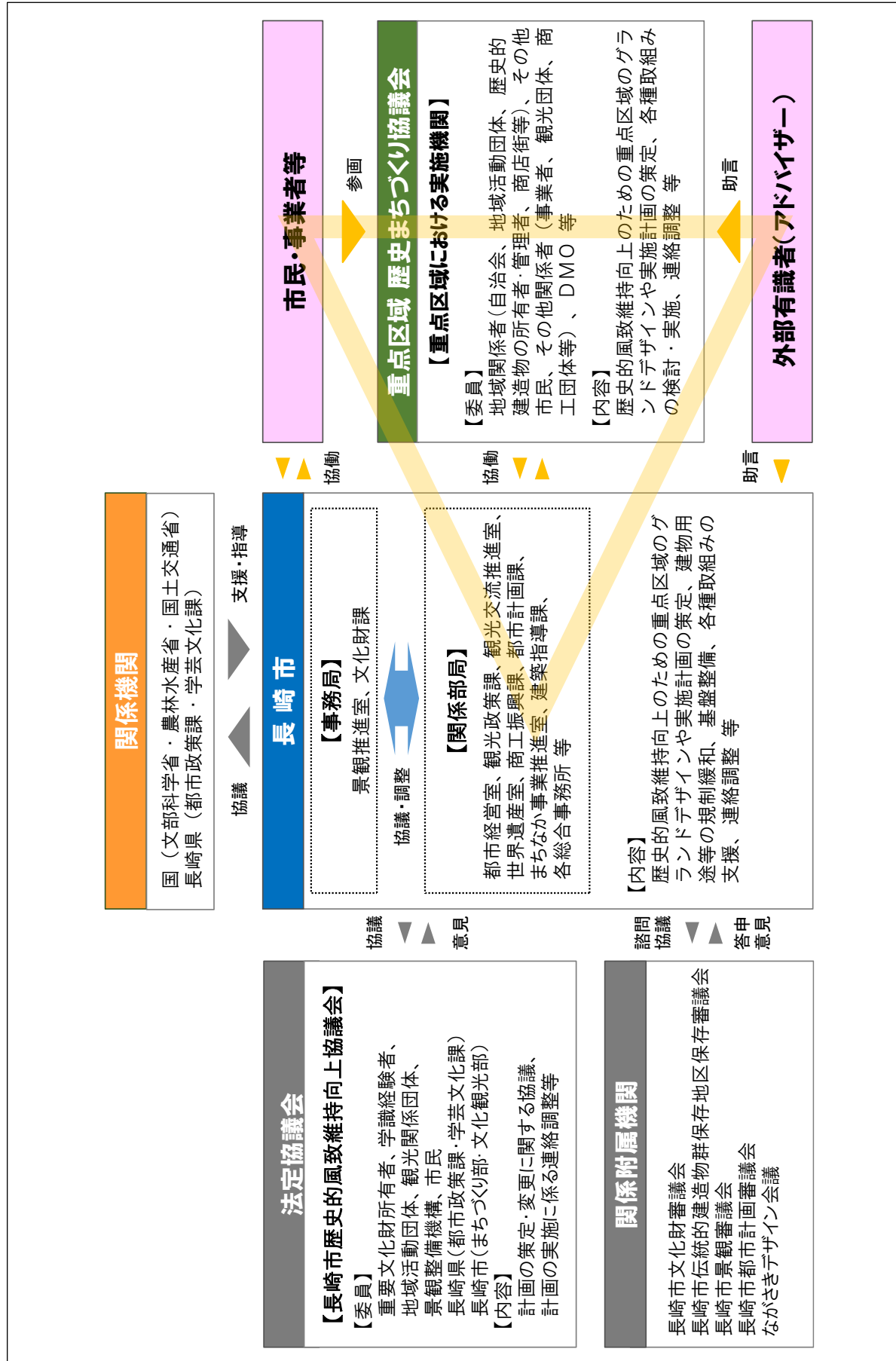
これらの製品やサービスについて、周辺の商店街・商店における販売の促進を図り、域外からの消費拡大の支援等に取り組む。

5 計画の実現に向けた推進体制

本計画の推進にあたっては、本計画の策定と同様に、長崎市の関係部局が連携しながら、まちづくり部と文化観光部が中心的な役割を担い、市民や事業者との協働により取り組む。歴史まちづくり法第11条に基づく長崎市歴史的風致維持向上協議会において事業計画の進行管理や計画の変更等の協議を行うこととする。

事業の実施にあたっては、国や長崎県の助言・指導のもと、地域住民や事業者、市民団体等で構成する「重点区域歴史まちづくり協議会（仮称）」との長崎市の連携・協働により、地域のグランドデザイ

ンと具体的な取組みに関する計画を策定し、関係者間で十分に調整を図りながら取組みを進める。



長崎市歴史的風致維持向上計画の推進体制